

ヒアリングにおける図書館等関係者・権利者の意見概要 【絶版等資料へのアクセスの容易化（法第31条第3項関係）】

1. 見直しの方向性について

【図書館等関係者】

- 利用目的等を問わず誰でも閲覧可能なインターネット公開が最も望ましい。インターネット公開できない場合でも、第31条第3項の送信先を、現行の「図書館等」から大学や研究機関に拡大し、送信先が管理するID/PWにより、プリントアウトやダウンロードも可能にするといった方向での検討を望む。（国立国会図書館）
- デジタル化資料の利用を希望する利用者が増加しており、レファレンス調査に利用するケースも増えている。絶版等資料のアクセス容易化を進めるために、権利者の利益保護を担保しつつ、利用者が図書館に出向かなくとも、自宅等で、デジタル化資料を閲覧し円滑に複製できる制度とすることが望ましい。（日本図書館協会）
- 法第31条第3項の改正により、利用者が場所や時間を問わず直接アクセスできるようにし、プリントアウトやダウンロードも可能としてほしい。（国公立大学図書館協力委員会）
- 美術館図書室では一般の商業流通ルートで入手困難又は入手不可の美術館刊行物（展覧会カタログ、研究紀要、館報等）を多数所蔵しており、それらの資料は国立国会図書館に未所蔵の場合もよくある。そうした資料については、国内外の美術館等からメールで複写依頼を寄せられることがあるため、メール等の電子媒体でのコピー送信が可能になれば、より少ない手間で迅速に対応することが可能となり、利用者の利便性向上にもつながると思われる。（全国美術館会議）
- 情報のIT化の進展に伴い、また今般のコロナ禍においても、著作物情報のデジタル化と活用についての利用者からのニーズは増えている。権利制限規定のデジタル化・ネットワーク化への対応は、博物館界としても歓迎すべき方向と捉えている。今後の検討に際しては、権利者の利益保護の担保を前提としつつ、利用者の利便性向上とともに、現場での運用基準の明瞭化による業務の円滑化と効率化が図れる制度設計を望みたい。（日本博物館協会）

- 感染症予防や地理的障壁の緩和という観点からも、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることへの研究者・学生のニーズは極めて高い。(図書館休館対策プロジェクト)

【権利者】

- 絶版等資料のアクセスの容易化や、図書館資料へのタイムリーなアクセスが実現するよう早期に諸課題が整理されることに期待する一方、円滑な利用と権利保護のバランスには十分な配慮ができるよう、具体的にどのような利用にニーズがあるか明確化し、既存市場を害さないための方策を十分に検討の上、結論を出してほしい。(学術著作権協会)
- コロナ禍における社会機能の維持という観点から、基本的に前向きに対応することが基本方針だが、細部については著作権者の権利を不当に害さないよう、細やかな配慮が望まれる。(日本写真著作権協会)
- 検討の趣旨については反対しないが、個別の施策については、権利者の利益保護の点に注意しつつ慎重に検討を進めてほしい。(日本新聞協会)
- 今後オンデマンド出版等による再販がなされることが増加することなどを踏まえ、絶版等資料の内容を見直し明確化するとともに、著作権者の同意なく送信利用されないようにすべき。(日本美術著作権連合)
- コロナ禍による図書館の閉館、遠距離、病気等の理由により図書館に赴くことが困難な利用者に、ID等を付与して限定的に送信するなどの方法をとるべき。著作権者の中には電子化を認めない方もいることから、オプトアウトの意思表示ができない権利制限は望ましくない。国立国会図書館での出版社や権利者をまじえた定期協議の活用で、緊急事態には対応が十分可能。(日本文藝家協会)
- 漫画分野では、相当程度の作品は利用者が入手できるという環境が整いつつあるが、絶版状態の作品などが皆無というわけではないので、そういった状況が改善されることは望ましい。一方で、デジタルデータの簡便さにより公衆送信利用や複製が過度に行われ、現行制度で保たれてきた著作物利用の健全なバランスを大きく毀損することはあってはならない。(日本漫画家協会)

2. 検討に当たっての主な論点について

(1) 「絶版等資料」について

【図書館等関係者】

- 送信できる範囲が現状より拡大するような定義の明確化であれば望むところ。一方、結果的に送信対象の縮小につながるような明確化（例：古書店で入手できるものを除外）は、利用者にとってサービス低下となるため、反対。（国立国会図書館）
- もともと出版部数が少ない地域資料や行政資料等は、図書館のデジタルアーカイブの対象として重要。「絶版等資料」の内容を「商業的利用がされていない（アウトオブコマース）資料」と明確化することで、地域資料等が「絶版等資料」に含まれることを明確にしてほしい。（日本図書館協会）
- 安易に除外手続が行われ得ることがない制度である必要がある一方、運用の柔軟性を損なわないことに留意が必要。（国公立大学図書館協力委員会）

【権利者】

- 「絶版等資料」の定義については、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」においても権利者の利益保護の観点から慎重な態度としていることから、出来る限り当該資料に準じてほしい。（学術著作権協会）
- 絶版であるかどうかの判定について、一定のルーチンを決定することが必要。絶版であれば、著作者、出版社の流通ルートには影響を与えないため、権利制限についても否定されない。（日本写真著作権協会）
- 「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」については、10年近く安定的に運用されており、内容としても妥当であるため、変更する必要はない。また、除外手続において、国会図書館と出版者との意見の相違が生じた際には、出版物発行状況や在庫状況等を管理している出版社の意見を優先して判断する仕組みを明確化してほしい。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）

- 新聞については、各社で創刊号等からの紙面・記事データベースやマイクロフィルムを整備し、注文に応じて過去の新聞を読めるよう、データや紙など様々な形で販売している例が多数あり、この場合は、過去の新聞を絶版と見なして送信可能な対象とすることには慎重であるべき。また、資料未整備のため古い新聞の閲覧が困難な場合も、安易に絶版とみなさず当該新聞社の意向を確認してほしい。（日本新聞協会）
- ネットなどで継続して古本が入手可能なものまで入手困難な絶版等資料として提供すべき必要はない。また、今後、少数の重版やオンデマンド出版等による再版の増加が想定されるため、著作権者の同意なく送信利用すべきでない。少なくとも、著作権者が送信利用の停止を求めた場合には停止されるべき。（日本美術著作権連合）
- 文藝分野では、過去作品含め電子書籍化が進んできていること、また、古書店でもネット販売が行われていることから、紙の本が絶版となっても流通市場では簡便に入手できるようになっており、「入手困難」という状況が生じにくくなっている。「入手困難な書籍」が拡大解釈されることを危惧。（日本文藝家協会）
- 「絶版」の用語について、法律上の定義と現場（漫画家や編集者）の認識は異なっている。そこで例えば「流通外作品（アウトオブコマース）」と改称し、そこから新たな議論を始めることにより、現場との認識の差異を減らしていくことを提言する。（日本漫画家協会）

（２）補償金の取扱い ※第２回WT後、事務局で個別に聴取した意見を記載

【図書館等関係者】

※補償金制度の導入により直接の影響を受ける国立国会図書館と、図書館休館対策プロジェクトの意見を記載

- 絶版等資料の中には孤児著作物も多く含まれており、著作権者に対する実質的な経済的影響は軽微と考えられる。また、アウト・オブ・コマースの資料については、著作権者に対する著作権料も出版者の売上も発生しないため、補償金が必要かどうかは慎重な検討が必要。（国立国会図書館）

- 実務的にも、システムやコスト面での実現可能性等について多数の要検討事項があるため、慎重な検討が必要。(国立国会図書館)
- 著作者への補償金制度は、「市場で購入していたら著作者が得られていたであろう商業的利益の分を補う」ものだと理解しているところ、「入手困難資料」には、例えば、(図書館やデジタルアーカイブでしか入手できないような)刊行時期が非常に古い資料や、省庁・自治体等の公的機関が発行した資料など、このような想定に必ずしも合致しないものが多く含まれるのではないか。(図書館休館対策プロジェクト)
- 現行法で無償で提供されている入手困難資料に関するサービスとの関係性を考えると、送信範囲拡大に伴って補償金を設定することには慎重な検討が必要。補償金を設ける場合、「送信先図書館に行けば無料で見られるが家庭で見たい人はお金を払う」というサービスになることが予想されるところ、資料アクセスへの物理的・地理的障壁を緩和した一方で、経済的障壁という別のハードルを持ち込むことになるのではないかと懸念。(図書館休館対策プロジェクト)

【権利者】

＜対象資料等について現行の運用が尊重される場合における補償金の要否＞

- 現行の運用で除外・留保されている資料が対象とならなければ、補償金制度は導入せずともよいと考える。(学術著作権協会)
- 権利者の利益に悪影響を与えない限定的な状況での利用であれば、補償金制度の導入に及ばない形もあると考える。(日本写真著作権協会)
- 補償金については、入手困難資料に係る権利者が所在不明な場合も多く、国立国会図書館が補償金を確実に分配できることが担保される必要がある。そのような体制を整備するまでのニーズが存在するのかという点も検証されるべきであるが、権利者等への影響が検証されていない現段階では補償金制度導入の当否について判断材料が不足しており、導入が必要とは言えない。(日本書籍出版協会・日本雑誌協会)
- 現行の範囲であれば、補償金は必ずしも必要ではない。(日本新聞協会)

- 「絶版等資料へのアクセスの容易化」がなされ、多くの資料提供がなされるようになるのであれば、それに応じた補償金制度の導入が絶対に必要。（日本美術著作権連合）
- 本件を検討する前に、公共貸与権を検討すべき。（日本文藝家協会）
- 現行の運用では権利制限がかかっている場合についても、新たな補償制度の対象とすることが望ましい。（日本漫画家協会）

＜補償金制度が導入されるとした場合の利便性向上の可能性＞

- 漫画・商業雑誌・学術論文・新聞等では、電子データベース等により、現在入手困難な資料も今後入手可能となるよう整備をし続けている。その状況を踏まえれば、現行の運用で除外・留保されている資料を一意的に対象に含めることには反対。対象資料の範囲次第ではあるが、現行の運用で送信されている資料であれば、ID・パスワード管理が行われればダウンロード可能としても問題ない。（学術著作権協会）
- 著作権者・出版社への影響が甚大である個人への送信については、図書館への限定送信よりも一層慎重に権利者等への影響が検討される必要。現在並びに将来を含めた市場に影響を与えるような利用の拡大については慎重であるべき。ダウンロードを可能とすることは貸出の代替を超え、著作物全文の複製物を譲渡する行為に相当し、これまでとは次元を異にするものであり、権利制限で行える行為の範囲を逸脱する恐れが大きい。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）
- 既存のビジネススキームを壊すような対象拡大は避けるべき。本来期待できる売上額は、補償金では賄えない恐れが強い。ダウンロード形式では、より流出等のリスクが高まる。（日本新聞協会）
- 現在対象となっていない漫画を含めた一般書籍の電子データが送信対象に含まれることは有意義でありこの機会に前向きに検討されることを望む。ただし、著作者等が提供を望まない場合や、その後に重版・電子書籍化がされる場合もあるため、著作者・著作権者・出版社のいずれかが求めれば著作物単位でオプトアウトできることが必要。補償金については、商業出版における通常の著作権使用料が基準とされるべき。電子データの複製防止措置は簡

単に回避可能になっていく。ダウンロード形式まで許す必要はない。(日本美術著作権連合)

- 現行、除外されているものは、除外すべき。文芸作品の場合、利用者のデバイス内に簡単に短編集が作成されてしまい、出版社や権利者の利益に甚大なる悪影響を及ぼす。(日本文藝家協会)
- 著作権者の利益に悪影響を与えない形のもと、今まで権利制限により無償使用されていたものも対象に含まれつつ健全な補償制度で利用されるのであれば、対象化されるべき。ダウンロードなどが可能な形式で送信することについても、あらかじめ何らかの制限を前提にすることなく、利用者にとって使いやすい形式とバランス良く両立する補償制度のあり方を幅広く検討すべき。(日本漫画家協会)

(3) 送信の形態

【図書館等関係者】

- 利用目的等を問わず誰でも閲覧可能なインターネット公開が最も望ましい。インターネット公開できない場合でも、第31条第3項の送信先を、現行の「図書館等」から大学や研究機関に拡大し、送信先が管理するID/PWにより、プリントアウトやダウンロードも可能にするといった方向での検討を望む。(国立国会図書館)
- 利用者が図書館に出向かなくとも、自宅等で、デジタル化資料を閲覧し円滑に複製できる制度とすることが望ましい。また、絶版等資料に地域資料等を含めた上で、そうした資料を所蔵する地域の図書館が、国立国会図書館と同様に送信できるようにすることも重要である。(日本図書館協会)
- 法第31条第3項の改正により、利用者が場所や時間を問わず直接アクセスできるようにし、プリントアウトやダウンロードも可能としてほしい。(国公立大学図書館協力委員会)

【権利者】

- 閲覧者についてID・パスワードによる管理を行うべき。また、紙等媒体の複製物の入手が必要であれば法31条3項後段の絶版等資料のコピーサービスを利用すれば足りると思われるため、ストリーミング配信で足りるのではないか。(学術著作権協会)

- ストリーミングであっても、再利用等の二次流通は不可であることの注意書きをフッタ等に記載する、可視透かしを入れるなどして乱用防止措置をとることが必要。また、利用に関する責任を明確化するために、登録などによる利用者の特定も必要。（日本写真著作権協会）
- 「絶版等資料」の範囲が現行の運用より拡大しない形で明確化されるのであれば、送信の形態について特段の要請はない。（日本書籍出版協会・日本雑誌協会）
- 閲覧者の制限方法などについて、該当新聞社の意向を尊重すべき。（日本新聞協会）
- ストリーミングはともかく、電子データを利用者に保有させることは、データの拡散や悪用が危惧されるので行うべきでない。（日本美術著作権連合）
- データが転送・プリントアウトされる可能性がある送信形態でないことの担保が必要。コロナ禍による図書館の閉館、遠距離、病気等の理由により図書館に赴くことが困難な利用者に、ID等を付与して限定的に送信するなどの方法をとるべき。（日本文藝家協会）
- 漫画分野では調査研究目的で大量にかつ全体として複製や公衆送信が必要であるケースが想起しにくく、必要最小限の範囲で設定すべきと考える。
「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」等を踏まえて判断すべき。（日本漫画家協会）

（以上）